

静岡庁舎新館 3 階飲食スペース出店事業者選定に係る 公募型プロポーザル募集要領

1 要旨

静岡市（以下「市」という。）では、庁舎利用者の利便性の向上及び静岡市ならではの魅力発信を目的として、静岡庁舎新館 3 階に設置する飲食スペースへの出店事業者を募集します。

本募集要領は、飲食スペースへの出店事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて必要な事項を説明するものです。

2 施設概要等

(1) 所在地

静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市役所静岡庁舎新館 3 階

(2) 施設面積

ア 全体面積 490 m²

イ 今回募集する出店者の占有面積 120 m²（厨房・更衣室・従業員用トイレ部分）

(3) 賃借料 月額 82,700 円（税抜）を下限額とし、企画提案書に記載した額。

(4) 平面図 別図「静岡庁舎新館 3 階飲食スペース平面図」のとおり

(5) 庁舎概要 新館：鉄筋鉄骨コンクリート造 地上 18 階地下 2 階

延べ床面積 48,435 m²

本館：鉄筋コンクリート造 地上 4 階地下 1 階

延べ床面積 8,881 m²

職員数：静岡庁舎全体 2,347 人（令和 5 年 4 月現在）

(6) 令和 5 年度参考

ア 食堂利用者数 133 人/日（令和 5 年 11 月末現在）

イ 茶木魚内弁当販売等出店者及び営業時間

(ア) 株式会社竹酔

営業時間：開庁日の午前 11 時から午後 1 時まで

(イ) 授産製品販売店舗 「わ・ハハ」

営業時間：開庁日の午前 11 時から午後 1 時 30 分まで

3 業務内容

本業務の内容については、別紙「静岡庁舎 3 階飲食スペース出店事業者 仕様書」のとおりです。

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。

- (1) 本要領に定める条件に対応できる能力があり、かつ直接運営を受託することが可能な者。
- (2) 参加申込み時に飲食店の経営実績が 1 年以上ある者で、静岡市内に本社又は支店・営業所（営業店舗を含む）を有する者。
- (3) 過去 1 年間、食品衛生法に基づく行政処分を受けたことがない者で、同法を遵守する管理体制を執れる者。
- (4) 営業に際して、許可、資格又は免許を必要とするものについては、許可を取得し、資格者

又は免許者を従事させることができること。

(5) 団体及び代表者等が法人税若しくは所得税、消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。

(6) 会社更生法（昭和 22 年法律第 172 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(7) 次のアからオのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められる。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められる。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

5 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| (1) 公募開始（本要領の配付） | 令和 6 年 1 月 19 日（金） |
| (2) 質問書の受付期間 | 令和 6 年 1 月 19 日（金）～令和 6 年 2 月 2 日（金） |
| (3) 質問書への回答 | 令和 6 年 2 月 6 日（火） |
| (4) 参加申込書の提出期間 | 令和 6 年 1 月 19 日（金）～令和 6 年 2 月 9 日（金） |
| (5) 企画提案書受付期間 | 令和 6 年 1 月 19 日（金）～令和 6 年 2 月 20 日（火） |
| (6) 書類審査 | （予定）令和 6 年 2 月下旬 |
| (7) 審査結果の通知 | （予定）令和 6 年 3 月上旬 |
| (8) 契約締結 | （予定）令和 6 年 3 月中旬 |

6 応募の手続き

(1) 募集要領の配付

募集要領等については次のア、イのいずれかにより入手してください。

ア 財政局財政部管財課（静岡庁舎本館 1 階）にて配付

期間：令和 6 年 1 月 19 日（金）～令和 6 年 2 月 9 日（金）の平日
（午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時）

イ 静岡市のホームページからダウンロード

静岡市ホームページ： https://www.city.shizuoka.lg.jp/141_000086.html

期間：令和 6 年 1 月 19 日（金）～令和 6 年 2 月 9 日（金）

(2) 質問書の受付

本要領及び別紙2「静岡庁舎本館3階飲食スペース出店事業者公募に関する仕様書」に関する質問は、全て質問書によるものとします。

質問がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

受付期間	令和6年1月19日(金)～令和6年2月2日(金)午後5時
提出方法	質問書(様式3号)を使用又は参照し、FAX又は電子メールにより送信してください。送信後、電話で質問書送信の旨をご連絡ください。直接持参による提出でも結構です。それ以外の方法(電話、口頭)による質問は一切応じません。
送信及び提出先	静岡市財政局財政部管財課庁舎管理係 TEL 054-221-1013 FAX 054-221-1015 Eメール: kanzai@city.shizuoka.lg.jp
質問書への回答	全質問に対する回答を、令和6年2月6日(火)中に静岡市ホームページに掲載します。

(4) 参加申込書の提出

申込方法	郵送又は持参
提出書類	以下の書類を1通ずつ提出してください。 ア 参加申込書兼誓約書(様式1号) イ 法人の場合は登記簿謄本(コピー可)、個人の場合は、本籍地の市町村で発行を受けた身分証明書(ともに発行後3か月以内のもの) ウ 食品衛生営業許可書の写し(市内で営業しているいずれか1店舗のもの) エ 貸借対照表及び損益計算書(直近2か年分・コピー可) オ 納税証明書(直近1年分・コピー可) ①国税:「法人税」又は「所得税」、「消費税及び地方消費税」に未納がない証明書 ②市税:静岡市に納税義務がある場合、「法人市民税証明書」又は「個人市民税証明書」、「固定資産税証明書」 カ 飲食店の営業実績票(様式5号) キ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書(様式6号) ク 会社案内、パンフレット等(資料等がある場合のみ添付)
受付期間及び提出先	ア 郵送の場合(一般書留又は簡易書留によること) 【受付期間】 令和6年1月19日(金)～令和6年2月9日(金)午後5時必着 【送り先】〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市財政局財政部管財課庁舎管理係 あて

	<p>イ 持参の場合</p> <p>【受付期間】 令和6年1月19日(金)～令和6年2月9日(金)午後5時 (午前8時30分～正午、午後1時～午後5時) ※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。</p> <p>【提出先】 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所本館1階 静岡市財政局財政部管財課庁舎管理係</p>
--	--

(5) 辞退

提出書類及び提出方法	プロポーザル参加辞退届(様式7号)の所定事項に記入・押印のうえ静岡市財政局財政部管財課庁舎管理係へ持参してください。
提出時期	参加申込書提出後、辞退しようとする時

(6) 企画提案書類の提出

提出方法	郵送又は持参
提出書類及び提出部数	企画提案書(様式2号)・・・2部
受付期間及び提出先	<p>ア 郵送の場合(書留によること)</p> <p>【受付期間】 令和6年1月19日(金)～令和6年2月20日(火)午後5時必着 【送り先】〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市財政局財政部管財課庁舎管理係 あて</p> <p>イ 持参の場合</p> <p>【受付期間】 令和6年1月19日(金)～令和6年2月20日(火)午後5時 (午前8時30分～正午、午後1時～午後5時) ※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。</p> <p>【提出先】 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所本館1階 静岡市財政局財政部管財課庁舎管理係</p>
その他	<p>企画提案書等が以下の項目に該当する場合は、参加を無効にする場合があります。</p> <p>ア 提出期限を経過したもの イ 虚偽の内容が記載されているもの ウ 選考の公平性を害する行為をしたもの</p>

7 選考方法

市による審査会において、プロポーザル参加事業者から提出された企画提案書等を総合的に審査して、市が定める審査基準（別表）により合計点数の最高得点を得たものを出店候補者とします。ただし、最高得点が同一の者が複数存在した場合は、くじ引きとします。

なお、最高得点を得たものとの協議が整わない場合等契約に至らなかった場合は、次点者と協議を行うものとします。

8 選定結果通知

選定結果は、令和6年3月上旬以降にプロポーザル参加事業者のうち、最も優れた提案者に対し、「特定通知書」を通知します。

契約予定者として特定されなかった者に対しては、「非特定通知書」を通知します。

なお、選定結果等についての問い合わせには応じられません。

9 契約手続等

選定結果の通知後、契約予定者と速やかに契約事務を行い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けによる契約を行います。

10 注意事項等

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載してください。
- (2) 提出書類の作成、提出等応募に係る費用は参加者の負担とします。
- (3) 提出書類の提出期限後においては、記載された内容の変更を認めません。
- (4) 提出書類については、返却しません。
- (5) 提案書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、市は本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) その他の詳細は、事業者と協議の上決定します。

11 事務局（問い合わせ）

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号（静岡庁舎本館1階）

静岡市財政局財政部管財課 庁舎管理係

担当：萩原、稲森

電話：054-221-1013

メール：kanzai@city.shizuoka.lg.jp（管財課メールアドレス）

別表

審査基準及び採点

審査項目		提案に対する評価の内容	配点
出店理由及び 店舗運営の考え方		・出店理由が明確で店舗の運営方針と整合が図られているか。	10
市が求める 基本的考え方 (コンセプト)	交流	・いつでも誰でも気軽に楽しめる交流の空間となるような提案がされているか。	10
	情報発信	・静岡市の情報や食に関する情報発信等の方法について具体的で有効な提案であるか。	10
運営について	運営方法	・安定的な食材確保等、継続的な飲食店運営ができるか。 ・混雑時の緩和措置など利用者に配慮した運営の工夫がなされているか。 ・営業時間について実効性があるか。	10
	運営体制	・安全管理、食品衛生管理や事故防止等の危機管理体制は適切か。 ・従業員の適正な配置、教育・研修の体制はとられているか。	10
	運営計画	・収支計画の算定根拠や売上・集客数の見込みが現実性の高いものとなっているか。	10
メニュー構成	メニュー構成	・提供メニューの構成が利用者にとって利用しやすく妥当なものか。 ・メニュー構成が市の求める基本方針と合っているか。 ・地元食材の活用などの配慮がなされたものとなっているか。	20
	価格	・提供メニューの価格帯が利用者にとって利用しやすく妥当なものか。	10
独自性		・特徴のあるサービスなどを提案しているか。	10

加点項目		
貸付料	・提案金額により加点する。	10

別図 静岡庁舎新館 3階飲食スペース平面図

